非課税対象資産例

根拠規定		定	明 6	计色次立
条	項号	施行令	関係法令	対象資産
	第2項		私立学校法第 3 条及び第	・直接保育又は教育の用
	第9号		64 条第 4 項	に供する固定資産
			学校教育法第 1 条及び第	・図書館及び博物館法第
			124条	2条第1項に規定する博
			博物館法第2条第1項	物館において直接その
				用に供する固定資産
	第2項	第 49 条の 11	生活保護法第38条第1項	保護施設の用に供する
	第 10 号			固定資産
	第2項	第 49 条の 12	児童福祉法第7条第1項	児童福祉施設の用に供
法	第 10 号の 3			する固定資産
第	第2項	第 49 条の 13	老人福祉法第5条の3	老人福祉施設の用に供
348	第 10 号の 5			する固定資産
条	第2項		障害者の日常生活及び社	障害者支援施設の用に
	第 10 号の 6		会生活を総合的に支援す	供する固定資産
			るための法律第 5 条第 11	
			項	
	第2項	第 49 条の 15	社会福祉法第2条第1項	社会福祉事業の用に供
	第 10 号の 7			する固定資産
	第2項	第 49 条の 16	更生保護事業法第2条第1	更生保護事業の用に供
	第 10 号の 8		項	する固定資産
	第2項		介護保険法第 115 条の 47	包括的支援事業の用に
	第 10 号の 9		第1項	供する固定資産
※「法」→地方税法、「施行令」→地方税法施行令				

!!注意!!

適用する非課税規定に応じて事業主体、事業内容が限定されていますので、対象資産の全てが非課税となるわけではありません。